（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第六条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

別記様式第１号（第１条関係）

その１

※受理年月日		※認定年月日	
※受理番号		※認定番号	

認　定　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第２項の規定により認定を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

（ふりがな）	
氏名又は名称	
住所	〒（　） （　）局　番
（ふりがな）	
法人にあつては、その代表者の氏名	
（ふりがな）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
※同時申請の有無	①有　②無 ／ ※受理警察署長

備考

１　※印欄には、記載しないこと。

［削る。］

２　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。

３　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。

４　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。

５　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。

６　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。

７　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。

８　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第１号（第１条関係）

その１

※受理年月日		※認定年月日	
※受理番号		※認定番号	

認　定　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 20 条第２項の規定により認定を申請します。

年　月　日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

（ふりがな）	
氏名又は名称	
住所	〒（　） （　）局　番
（ふりがな）	
法人にあつては、その代表者の氏名	
（ふりがな）	
営業所の名称	
営業所の所在地	
※同時申請の有無	①有　②無 ／ ※受理警察署長

備考

１　※印欄には、記載しないこと。

２　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。

４　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。

５　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。

６　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。

７　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。

８　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。

９　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。